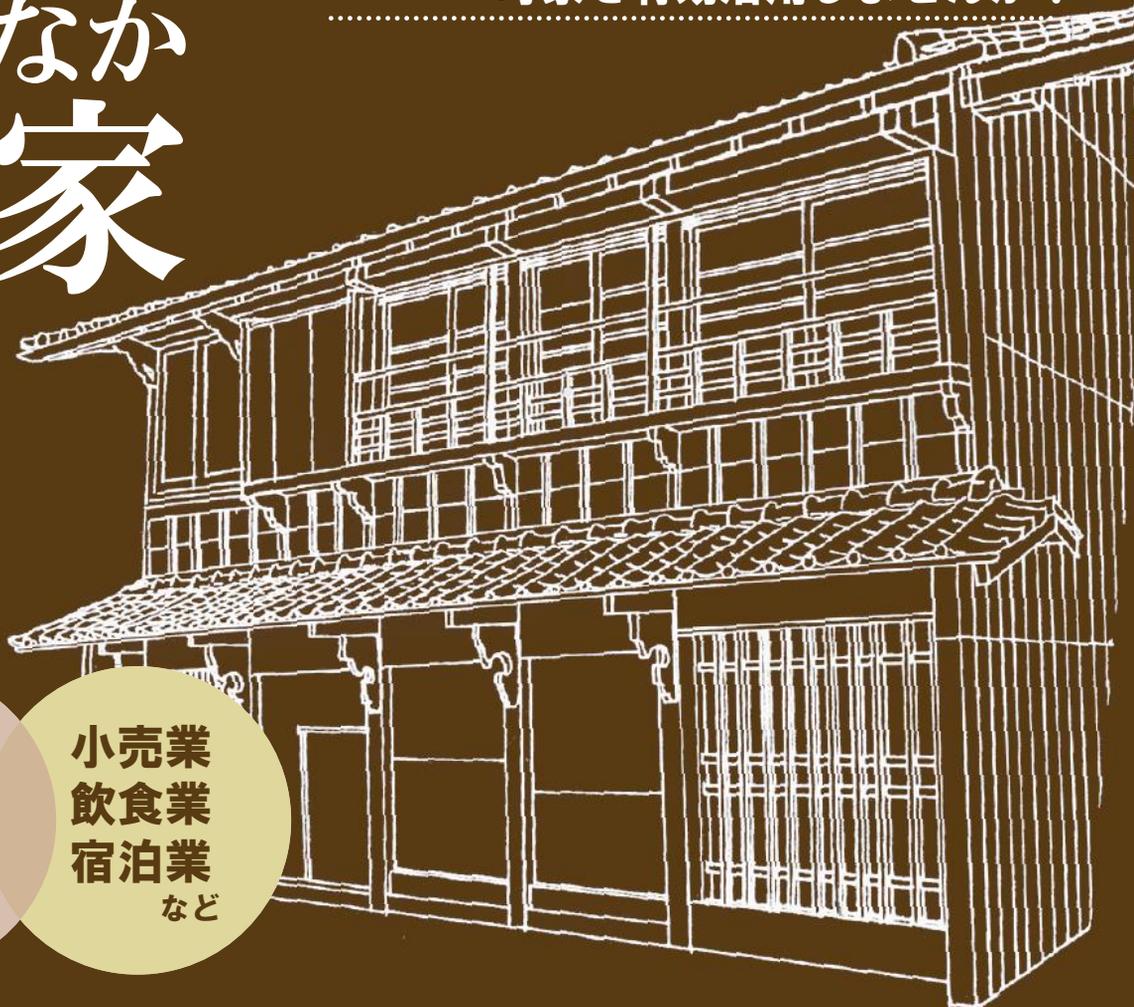


町家を有効活用しませんか？

# まちなか 町家



町家  
活用

小売業  
飲食業  
宿泊業  
など

町家等（※）を小売業、飲食業、宿泊業などに活用する方に対して、**外観の改修に係る経費の一部を助成します！**

※建築基準法施行（昭和25年）以前に建設された伝統的工法による建築物が対象です。  
助成には一定の条件があります。

◆助成要件の概要◆

対象エリア：中島川～浜町～館内（一部の区域等を除く）

対象用途：小売業、飲食業、宿泊業などの用途で活用し賑わいに繋げるもの

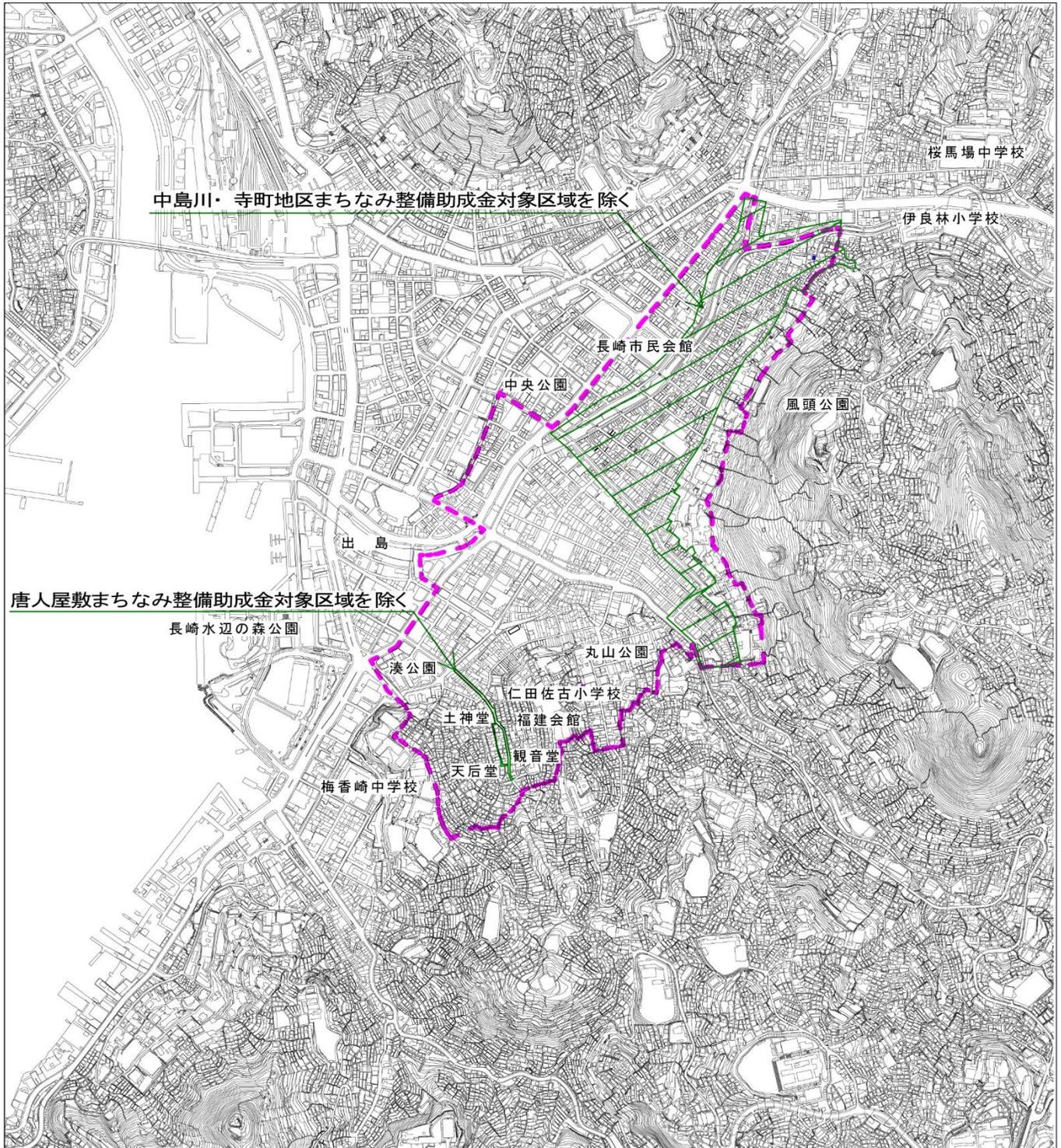
助成金額：下表のとおり

詳しい内容は  
まちなか事業推進室まで  
お問い合わせください

助成対象経費	助成率	項目ごとの助成限度額	全体の助成限度額
基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観に係る経費	3分の1	100万円	400万円
町家等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	2分の1	400万円	
建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	2分の1	50万円	
屋外広告物の設置等に係る経費	2分の1	50万円	
門、塀及び柵の工事に係る経費	3分の1	100万円	

◆お問合せ先◆ 長崎市まちづくり部まちなか事業推進室（長崎市役所18階）TEL：095-829-1178

# 助成対象区域



<凡 例>

 : 助成区域